

IASB作業計画(2010年7月1日時点)(仮訳)

以下のタイムテーブルは、文書の公表日についての現在の最善の予測である。改訂版及び新基準の発効日は、通常、公表日の6-18か月後であるが、発効日を設定する際に当審議会はすべての関連する要因を考慮する。適切な状況においては、新基準の早期適用が認められる。

作業計画では、2010年と2011年にいくつかのプロジェクトの完成を予定している。IASBは、IFRSを適用する企業が新基準に整然と移行できるように、発効日をずらせて調整することを検討する。当審議会は、一部の企業や我々の基準を法令化する必要のある法域で、我々がMoUのプロジェクトを完了させていく際のIFRSのいくつかの大きな変更への対応に困難が生じうることを理解している。当審議会は9月に、そうした負担の軽減のために考えられる方策の概要を示す文書を公表する予定である。当審議会は当該文書へのコメントを募集する。

また、IASBは、結論に至る前に関係者との協議を含む確立されたデュー・プロセスと首尾一貫した方法でこれらの作業を行っていく必要性を認識している。そのため、完成の日程はプロジェクトの進展を通じて受領するインプットによって変更される可能性がある。

金融危機関連プロジェクト							IASB-FASBの協力	
	2010	2010	2011	2011	2011	MOU 注1	共同	
	Q3	Q4	Q1	Q2	H2+			
連結								
IAS第27号の置換え		IFRS				✓	✓	
非連結SPE / 組成された企業に関する開示		IFRS						
投資会社		ED		IFRS			✓	
認識の中止 - 開示	IFRS					✓	✓	
公正価値測定ガイダンス								
ガイダンス						✓	✓	
公正価値についての測定の不確実性の分析の開示 (ED、コメント期限2010年9月7日)			IFRS			✓	✓	
金融商品 (IAS第39号の置換え) (注2)								
保有区分及び測定-金融負債 (ED、コメント期限2010年7月16日)						✓	✓	
減損 (ED、コメント期限2010年6月30日)				IFRS		✓	✓	
ヘッジ会計	ED					✓	✓	
資産と負債の相殺		ED				✓	✓	

覚書 (MOU) プロジェクト							IASB-FASBの協力	
	2010	2010	2011	2011	2011	MOU 注1	共同	
	Q3	Q4	Q1	Q2	H2+			
財務諸表の表示								
非継続事業			ED		IFRS	✓	✓	
その他包括利益項目の表示 (ED、コメント期限2010年9月30日)		IFRS				✓	✓	
IAS第1号及びIAS第7号の置換え			ED		IFRS	✓	✓	
資本の特徴を有する金融商品			ED		IFRS	✓	✓	
法人所得税 (注3)		ED		IFRS		✓		
ジョイント・ベンチャー (注4)	IFRS					✓		
リース	ED			IFRS		✓	✓	
退職後給付								
確定給付制度 (注4) (ED、コメント期限2010年9月6日)			IFRS			✓		
解雇給付 (注5)	IFRS							
収益認識 (ED、コメント期限2010年10月22日)				IFRS		✓	✓	

その他のプロジェクト							IASB-FASBの協力 MOU 共同 注1	
	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+			
年次改善2009 - 2011		ED		IFRS				
排出権取引					ED		✓	
探掘活動 (RV、コメント期限2010年7月30日)			AD					
保険契約	ED			IFRS			✓	
負債 (IAS第37号修正)			IFRS					
経営者による説明		CG						
料金規制事業			IFRS					

概念フレームワーク							IASB-FASBの協力 MOU 共同 注1	
	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+			
フェーズA: 目的及び質的特性	Final chapter						✓	
フェーズB: 構成要素、認識							✓	
フェーズC: 測定		DP			ED		✓	
フェーズD: 報告企業 (ED、コメント期限2010年7月15日)		Final chapter					✓	

IASBとFASBは、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークの各章を改訂する。フェーズEからHの「表示及び開示」、「目的(purpose)及び地位」、「非営利企業に対する適用」及び「残りの論点」は開始されていない。

注:

- これらのプロジェクトは、FASBとIASBが基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンを示した覚書(MOU)の一環である。
- 「金融商品」の規定を改善するIASBとFASBの取組みは、調整されていない開発スケジュールをプッシュする異なる要請により、複雑になっている。具体的には、IASBはフェーズD・アプローチにより金融商品規定を置き換えているのに対し、FASBは包括的な提案を開発している。IASBは、2011年6月又はそれ以前までに、すべてのフェーズを完了する予定である。
- 2009年10月の合同会議で、IASBとFASBは、2009年前半にIASBが公開した法人所得税改訂基準の提案に対してIASBが受領したコメントの要約を検討した。両審議会は、将来のどこかの時点で、法人所得税の会計処理の根本的な見直しを検討することを示唆した。当面、IASBは限定的な修正の提案を作成することにした。
- これらのプロジェクトは、FASBと共同で行われている。「ジョイント・ベンチャー」と「退職後給付」は、FASBでは取り組んではいないが、それぞれ、IASBは関連するIFRSを改善することを公約している。
- 解雇給付に関する公表予定のIAS第19号修正は、2005年にIAS第37号修正案の一部として公開されたものである。

略語について:

AD	アジェンダ決定(当該トピックのアクティブ・アジェンダへの追加)
CG	ガイダンスの完成
DP	ディスカッション・ペーパー
ED	公開草案
IFRS	国際財務報告基準
RT	円卓会議
RV	意見募集
TBD	未定

リサーチ及びその他プロジェクト

共通支配下の取引は、2007年12月にアジェンダに追加された。金融危機に関連するプロジェクトで作業中のスタッフが可能になった際に、作業が開始される。

2009年10月に、独立の一連の作業として**負債の測定における信用リスク**についての作業を停止し、現時点で信用リスクについて全般的な結論に到達はしないが、その代わり概念フレームワークの測定プロジェクトのトピックに包含することを決定した。当審議会は、他のトピックにおいて負債の測定を検討する際に、本トピックに対して受領したインプットの検討も行う。

2009年4月に、当審議会は、**IAS第33号「一株当たり利益」**修正案に関連して受領したコメントを検討した。他の優先度を考慮して、当審議会は2010年まで本プロジェクトを議論することを予定していない。

政府補助金プロジェクトに関する作業は、収益認識、関連当事者及び排出権取引プロジェクトの進捗を待つ間、延期される。

2007年12月、IASBIは、**無形資産**プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。各国基準設定主体(NSS)は、可能性のある将来のプロジェクトのためにリサーチを実施している。オーストラリア会計基準審議会(AASB)は、ディスカッション・ペーパー「内部創設無形資産の当初の会計」を公表した。

最近完了したプロジェクト

IFRSの改善：修正が2010年5月に公表された。当該修正は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRSの初度適用 (IFRS第1号)：IFRS第1号に対する修正 修正が2009年7月及び2010年1月に公表された。これらの修正は、各々2010年1月1日及び2010年7月1日以後開始事業年度から発効する。

IFRIC第14号修正：「**最低積立要件の前払**」は、2009年11月に公表された。当該修正は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」は、2009年11月に公表された。当該解釈指針は、2010年7月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRS第9号「金融商品」は、2009年11月に公表された。当該基準は、2013年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

関連当事者開示 改訂IAS第24号「**関連当事者についての開示**」は、2009年11月に公表された。当該改訂基準は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

2009年10月に、当審議会は、2009年8月に公表した公開草案「**従業員給付の割引率**」(IAS第19号修正)に対するコメントを議論した。コメントでは、この修正案は予想よりも複雑な論点を生じることが指摘された。このため当審議会は、根本的な見直しとの関連でのみ測定の論点を取り扱うという当初の計画を維持することにし、この修正は進めないことを決定した。

株主割当てで発行された新株予約権の分類 「株主割当てで発行された新株引受権の分類」(IAS第32号の修正)が2009年10月に公表された。企業は、当該修正を2010年2月1日以後開始事業年度から適用することが求められる。早期適用は認められる。

中小企業のためのIFRS IFRSを2009年7月に公表。